

調査基準価格の設定及び事務手続等の取り扱い要領

1. 目的

この要領は、公益財団法人東京都道路整備保全公社（以下「公社」という。）が行う設計委託等の契約入札について、当該委託の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められる場合の基準を定め、適切な履行の確保を図ることを目的とする。

2. 要領の適用

公社が行う設計委託等の契約案件について、必要があると公社が判断した場合に適用する。

3. 調査基準価格

本基準を設定する場合は、予定価格を構成する直接業務費、直接測量費、試掘調査費、諸経費等の割合その他の条件を考慮して適正に定めるものとする。

4. 事務手続等について

(1) 調査基準価格の設定

契約担当者は、対象となる設計委託等の契約について調査基準価格を定めたときは、予定価格調書書式中の最低制限価格を調査基準価格と訂正し、調査基準価格を記載して使用するものとする。

(2) 入札の実施

契約担当者は入札の結果、調査基準価格を下回る価格で入札が行われた場合には、入札者に対して落札の決定を保留する旨の宣言をするとともに、落札者は後日決定することを知らせて、入札を終了する。

(3) 調査の実施

契約担当者等は、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあるか否かを判断するため、次に掲げる事項について、入札者等からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行うこととし、調査に要する期間は、落札の決定を保留した日から入札者のうち第一順位者の履行可否決定まで、原則2週間以内とする。

なお、入札者等は契約担当者等から調査票の提出を求められた場合、提出を求められた日から原則5日以内(東京都の休日に関する条例第1条に規定する休日を含む)かつ契約担当者等が指定した日時までに提出するものとする（指定期日までに調査票の一部について提出がある場合、当該提出済の調査票により履行可否の判断を行う。）

ア その価格により入札した理由（入札価格の内訳書の徴取）

イ 労働者の具体的供給見通し

- ウ 過去の履行実績及び発注者並びに履行状況
- エ 第一次下請けの予定業者及び予定下請け金額
- オ 経営内容、経営状況及び信用状態
- カ その他必要な事項

(4) 審査の実施

①入札価格審査委員会の設置

契約担当者は、履行の可否の審査を行うため、入札価格審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

なお、委員会は、委員長及び委員若干人で組織し、それぞれ別表 1 に掲げる職にある者を充てる。

②委員会への付議

契約担当者は、(3) の調査が終了したときは、履行の可否の審査を求めため、調査結果の概要等を記載した書面により、委員会に付議しなければならない。

③委員会の審査結果に基づく落札者の決定等

ア 委員会が、審査の結果、当該入札価格では契約内容に適合した履行がなされない恐れがあると認めるときは、契約担当者は予定価格の制限の範囲内において入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とする。

但し、落札決定前に、審査結果等を記載した書面をもって、あらかじめ理事長に協議する。

なお、次順位者が本基準に該当する入札を行った者であった場合は、(3) の調査を行う。

イ 委員会が、審査の結果、当該入札価格により契約の内容に適合した履行がなされると認めるときは、契約担当者は、直ちに当該入札者に落札決定の通知をするとともに、他の入札参加者全員に対しても落札の決定があった旨を通知する。

ウ アにより落札者を決定したときは、イと同様に入札参加者全員に通知する。

また、最低価格の入札者で落札者とならなかった者については、落札者とならなかった理由を付けて通知する。

5 監督及び検査体制の強化

(4) ③ア及びイにより落札者を決定した場合、当該落札者の適正な履行の確保を図るため、施行にあたっての監督・検査体制等の強化に努めること。

6 施行年月日

平成 20 年 5 月 1 日

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

委員長	総務部長
委員	工事主管部長（当該工事又は設計委託等を主管する部の部長）
委員	工事主管課長（当該工事又は設計委託等を主管する課の課長）
委員	総務課長
委員	計理課長